

スマート国勢調査！ 平成27年 国勢調査を実施します



- 国勢調査は、平成27年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人および世帯が対象です。
- 平成27年国勢調査は、少子高齢化社会における日本の未来を描く上で欠くことのできないデータを得るために実施いたします。
調査結果は、さまざまな法令にその利用が定められているほか、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。
- 今回の調査では、先にインターネットでの回答を受け付け、インターネットで回答されなかった世帯には紙の調査票を配布して調査を行います。紙の調査票は、調査員に直接提出いただくか、郵送でも提出いただけます。
(郵送による提出方法は、一部地域において、実施していない場合がありますので、詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。)
- 9月10日から、調査員がインターネット回答のための書類をお配りしますので、インターネットでの回答をお願いします。
- 国勢調査員をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。
調査員は、その身分を証明する「国勢調査員証」を携帯しています。

国勢調査については、「国勢調査2015キャンペーンサイト」をご覧ください。

<http://kokusei2015.stat.go.jp/>

国勢調査2015

検索

総務省・福島県・広野町

問 福興企画課 ☎0240-27-1251



国民健康保険喪失の 手続きをお忘れなく

国民健康保険（国保）を喪失する（やめる）手続きは、自動的には行われません。国保の加入者が資格を喪失したときは異動のあった日から14日以内に、必ず手続きをしてください。

被用者保険（社会保険など）の適用される事業所に就職したときや、ほかの市区町村に転出したときは、その事実が発生したときに遡って国保資格を失います。しかし、届け出がなければ町の国保もその事実を知ることができないので、資格がないのに国保の保険証が手元に残ることになります。この場合、新しい保険証がまだ手元に届いてなくても、国保の保険証は使えません。資格を喪失してから国保の保険証を使用した場合、あとで町が支払った医療費を返していただくこととなりますのでご注意ください。

なお、個人の任意で国民健康保険を喪失することはできません。



国民健康保険を喪失する手続き

こんなとき	届出に必要なもの
職場の健康保険に加入したとき	新しく加入した健康保険証（名前が記載されたもの）または、健康保険取得証明書 国民健康保険証
広野町で国民健康保険に加入していた人が、ほかの市区町村に転出したとき	国民健康保険証
死亡したとき	国民健康保険証

手続きをする場所 広野町役場 町民保健課 医療年金係

窓口に来るのが難しい場合、郵送での喪失手続きも取り扱います。郵送の場合は、新しく加入した健康保険証（全員分）をコピーして、その余白または別紙に、①窓口に来られない理由（仕事の都合で窓口での手続きが困難であり、郵送による手続きを依頼したいなど）、②住所、③氏名、④電話番号を記入して不要となった国民健康保険証（現物）とともに下の送り先までお送りください。到着次第、喪失処理を行います。簡易書留で郵送すると郵便を配達した記録を残すことができます（郵便局へ持参する必要があります）。

送り先 〒979-0402 広野町大字下北迫字苗代替35

広野町役場 町民保健課 医療年金係

問 町民保健課 医療年金係 ☎0240-27-2113